

株式会社首藤バルブ製作所にて製造された弁の
設置状況等に関する報告書の概要

1. 経緯

当社は、平成22年10月12日、原子力安全・保安院より、他社の原子力発電所に納入された弁に関して、材料の化学成分や機械試験の結果を証明する材料試験成績書のねつ造が確認されたことを受けた指示文書「株式会社首藤バルブ製作所にて製造された弁の原子力施設における設置状況等について」を受領した。

本指示文書では、株式会社首藤バルブ製作所（以下、「首藤バルブ」という。）にて製造された弁の設置状況を調査し、設置が確認された場合は、技術基準適合性の確認、調達管理の状況ならびに今後の保守管理上の対応について報告することが示された。

2. 調査結果

（1）首藤バルブ製の弁の設置状況

女川原子力発電所1、2、3号機および東通原子力発電所1号機における首藤バルブ製の弁の設置状況について調査を実施した。

本調査の結果、以下のとおり、東通原子力発電所1号機の変圧器3台において、変圧器の絶縁油の循環系統等に、他社の原子力発電所で材料試験成績書がねつ造された弁と同種の弁（青銅の鋳造弁）8台を含む、計33台の設置を確認した。

また、女川原子力発電所においては、首藤バルブ製の弁を設置していないことを確認した。

号機	変圧器	弁の種別	設置台数
東通原子力発電所1号機	構内設備用変圧器	青銅の鋳造弁	8台
	主変圧器	黄銅の鍛造弁	21台
	高起動変圧器	黄銅の鍛造弁	4台

（2）技術基準適合性の確認

変圧器の絶縁油の循環系統等に設置されたこれらの弁については、発電所の安全上重要な設備へ直接影響を与える設備ではなく、技術基準上の要求事項はない。

本調査により設置を確認した首藤バルブ製の弁については、これまでの定期的な点検等において異常は確認されておらず、また、弁の種別（青銅の鋳造弁、黄銅の鍛造弁）ごとに代表サンプルの弁について、外観試験や耐圧試験を実施し、今後の使用にあたっても問題がないことを確認した。

（3）調達管理の状況

当社では、設備の重要度に応じて、調達先へ対し、納入する機器の要求事項を定めているが、変圧器の弁に関する材料試験成績書については、設備の

重要度の観点から要求事項としていないことを確認するとともに、調達管理に問題がなかったことを確認した。

しかしながら、弁製造会社において材料試験成績書に関する不正行為が行われていたことに鑑み、今後、このような製品が納入されることがないよう調達先におけるコンプライアンスに関する意識向上により、調達管理の更なる改善を図ることが必要であると考えられる。

3. 今後の対応

本調査により設置を確認した首藤バルブ製の弁 3 台について、今後の使用にあたっても問題がないことを確認しているが、他社の原子力発電所で材料試験成績書がねつ造された弁と同種の弁（青銅の铸造弁）8 台に関しては、念のため、他社製の同等品へ計画的に取替えを行う。

また、弁製造会社において材料試験成績書に関する不正行為が行われていたことに鑑み、当社が作成するコンプライアンスに関する資料を、調達先が行う社内教育において活用することを求めるとともに、その社内教育結果について、当社も確認していくことで、今後の調達管理の更なる改善を図っていく。

以 上